

**第7期久米南町障害福祉計画**  
**第3期久米南町障害児福祉計画**

令和6年3月

久米南町



# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	5
1-3 計画の対象者	5
1-4 計画期間	5
1-5 計画策定の体制	6
1-6 計画の推進体制	7
第2章 障害のある人を取り巻く状況	9
2-1 人口・世帯	9
2-2 手帳所持者数の推移	10
2-3 難病患者の状況	13
2-4 教育上特別な支援を必要とする子どもの状況	14
2-5 障害福祉サービス提供事業所調査の結果(抜粋)	15
第3章 計画の基本的な考え方	20
第4章 令和8年度の成果目標	22
4-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	22
4-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	23
4-3 地域生活支援の充実	24
4-4 福祉施設から一般就労への移行等	25
4-5 障害児支援の提供体制の整備等	26
4-6 相談支援体制の充実・強化等	28
4-7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	29
第5章 障害福祉サービス等の見込み量	30
5-1 訪問系サービス	30
5-2 日中活動系サービス	32
5-3 居住系サービス	35
5-4 相談支援サービス	37

第6章 障害のある児童を支援するサービス等の見込み量	39
6-1 児童発達支援等	39
6-2 子ども・子育て支援等	41
第7章 地域生活支援事業の見込み量	42
第8章 障害者施策の推進	46
8-1 発達障害のある人等への支援	46
8-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	46
8-3 相談支援体制の充実・強化のための取組	48
資料	49
1 久米南町附属機関設置条例	49
2 久米南町障害福祉計画策定委員会規則	53
3 計画策定経過	56
4 用語説明	57

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1-1 計画策定の趣旨

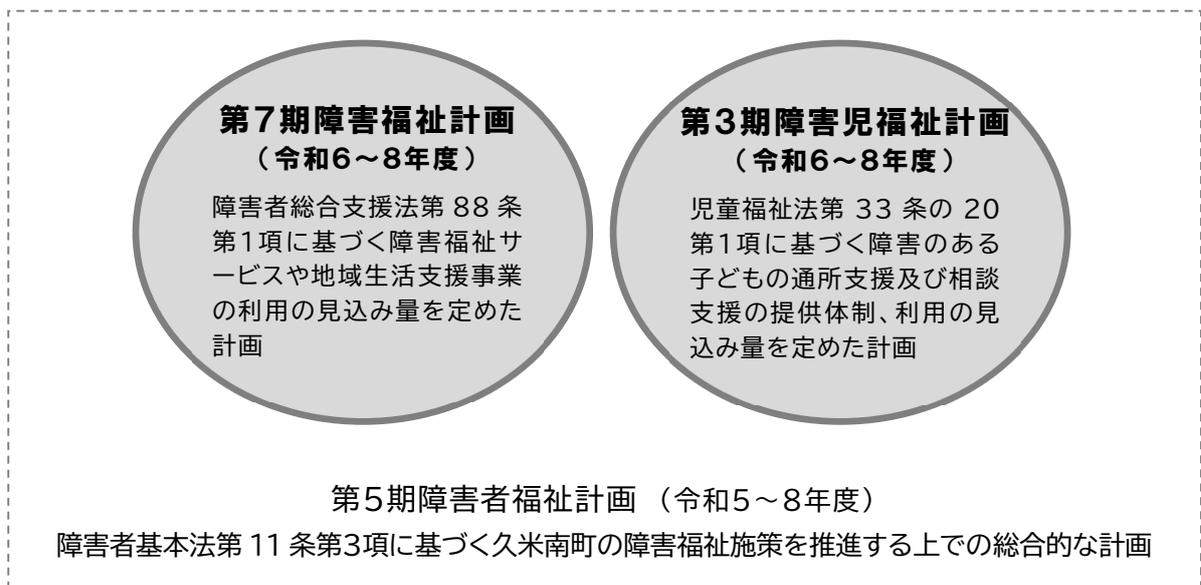
本町では、障害者基本法に基づく障害福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する基本計画として、「第5期久米南町障害者福祉計画（令和5～8年度）」を令和5年3月に策定し、障害者施策の総合的な推進に取り組んでいます。

また、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく障害福祉サービス等に関する見込み量とその方策を定める実施計画として「障害福祉計画」、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標等を定めた「障害児福祉計画」も令和3年3月に策定しました。

後者の「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は、計画期間が令和5年度で終了することから、今後の障害福祉サービス等の提供に係る基本方向と見込みを改定する必要があります。

これらを踏まえ、「第7期久米南町障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

今回策定する第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画と第5期障害者福祉計画との関係



## 国が示す障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針の概要

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針  
(令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号)

<p>障害福祉計画・ 障害児福祉計画の 目的</p>	<p>障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨、障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定する。</p> <p>障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とする。</p>
<p>計画期間</p>	<p>令和6～8年度</p>
<p>基本的理念</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援</li> <li>2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等</li> <li>3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</li> <li>4. 地域共生社会の実現に向けた取組</li> <li>5. 障害児の健やかな育成のための発達支援</li> <li>6. 障害福祉人材の確保・定着</li> <li>7. 障害者の社会参加を支える取組定着</li> </ol>
<p>障害福祉サービスの 提供体制の確保に 関する基本的考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障</li> <li>2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障</li> <li>3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実</li> <li>4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進</li> <li>5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実</li> <li>6. 依存症対策の推進</li> </ol>
<p>相談支援の提供体制 の確保に関する 基本的考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談支援体制の充実・強化</li> <li>2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保</li> <li>3. 発達障害者等に対する支援</li> <li>4. 協議会の活性化</li> </ol>

<p>障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域支援体制の構築</li> <li>2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</li> <li>3. 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進</li> <li>4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</li> <li>5. 障害児相談支援の提供体制の確保</li> </ol>
<p>成果目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行</li> <li>2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>3. 地域生活支援の充実</li> <li>4. 福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>5. 障害児支援の提供体制の整備等</li> <li>6. 相談支援体制の充実・強化等</li> <li>7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</li> </ol>

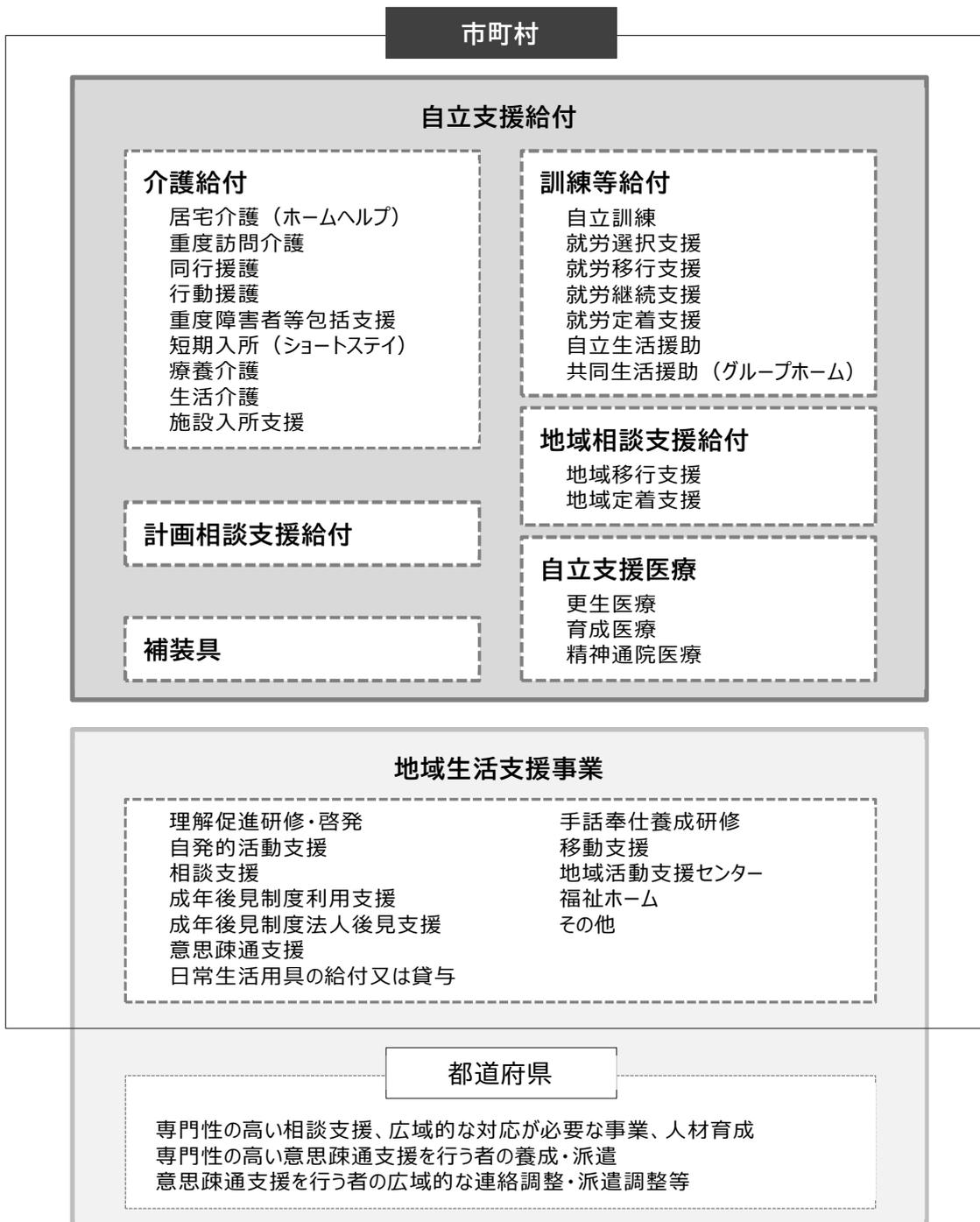
※都道府県分も含む

## 障害者総合支援法に基づくサービス体系

障害福祉サービス等は、障害のある人のそれぞれの障害程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」があり、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

障害福祉サービス等の体系(概念図)



## 1-2 計画の位置づけ

第7期久米南町障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項の規定に基づく市町村計画です。

一方、第3期久米南町障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村計画です。

また、両計画ともにまちづくりの最上位計画である「第6次久米南町振興計画（令和4～13年度）」をはじめ、国や県の関連計画との整合性を確保します。

## 1-3 計画の対象者

「計画の対象者」とは、障害者基本法の定義に基づく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人を総称するものです。

また「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

## 1-4 計画期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画です。

なお、関連制度や法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

本計画の計画期間と障害者福祉計画の関係

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
障害福祉計画	→	第7期			第8期		
障害児福祉計画	→	第3期			第4期		
障害者福祉計画	第5期				第6期		

## 1-5 計画策定の体制

### (1) 計画策定委員会

関係団体の代表や有識者等からなる「久米南町障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容を協議しました。

### (2) 事務局

保健福祉課が事務局となり、久米南町障害福祉計画策定委員会の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画素案の作成など、計画策定全般に係る事務を行いました。

### (3) 障害福祉サービス提供事業所調査の実施

障害福祉サービスを提供する事業所の状況や本町のサービス提供体制に関する意向等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

障害福祉サービス提供事業所調査の実施概要

(単位:票)

調査名	障害福祉サービス提供事業所調査	
実施時期	令和5年7~8月	
調査対象	久米南町が支給決定し、現在利用している障害福祉サービス等提供事業所(津山圏域内の相談支援事業所を含む)	
調査方法	電子メールまたは郵送、自己記入	
調査票配布数	50	100.0%
有効回収票数(集計対象)	28	56.0%

### (4) パブリックコメントの実施

計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和5年12月27日(水)から令和6年1月26日(金)まで、計画素案に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

## 1-6 計画の推進体制

### (1) 町の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、本計画を推進します。

また、計画の確実な運営と円滑な推進を図るために保健福祉課が事務局となり、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

### (2) 圏域での連携

障害者代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成される「津山地域自立支援協議会」において、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行うとともに、幅広い意見交換を図り、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

そのほか、障害福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種有資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定したサービスの提供に努めます。

### (3) 行政職員の資質向上

複雑・多様化した住民ニーズに対して柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じて、行政職員の障害のある人等への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

### (4) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外のさまざまな関係施設等がそれぞれの役割を担い、相互に協力できるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。

障害のある人と直接的に関わる身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員などの関係機関と連携し体制強化に寄与します。

また、障害のある人が身近で役立つような情報が得られるよう、さまざまな支援や啓発活動を実施するボランティアや障害者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

## (5)計画の普及・啓発

本計画について、計画書のほか、広報紙や町ホームページ等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人一人が地域福祉の担い手であるという意識をもつていただくために、自治会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組や活動事例などを紹介していきます。

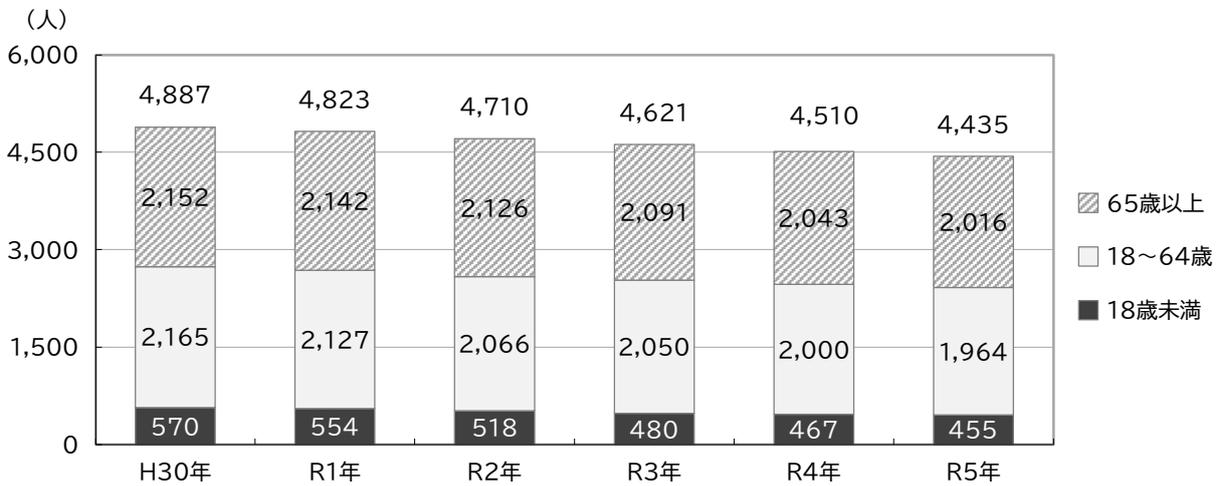
# 第2章 障害のある人を取り巻く状況

## 2-1 人口・世帯

本町の総人口は減少傾向にあり、令和5年10月1日現在4,435人（5年前の平成30年に対して約452人の減少）となっています。65歳以上人口は横ばいに推移していましたが、令和2年以降、減少がみられます。

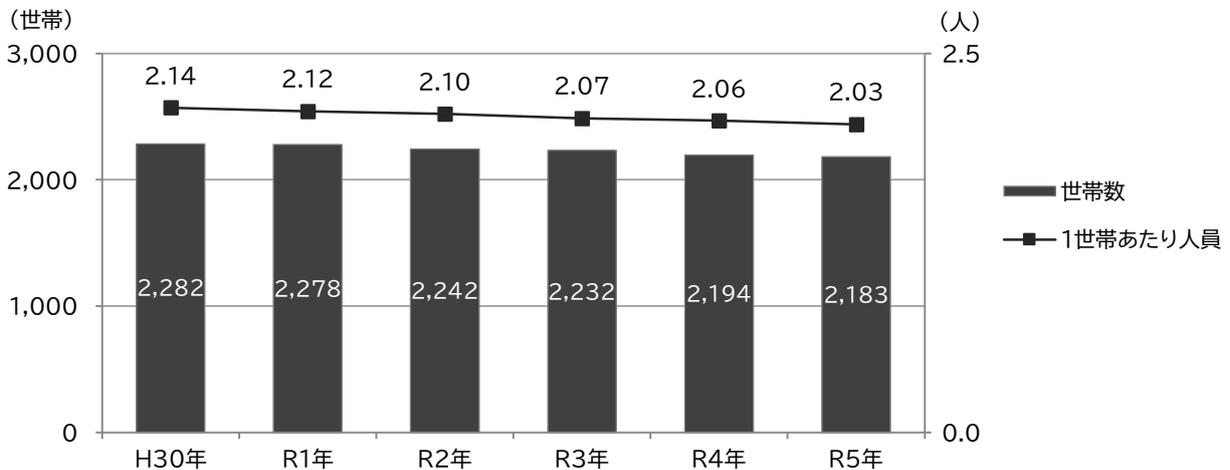
世帯数は、令和5年10月1日現在2,183世帯となっており、微減で推移しています。1世帯あたり人員は、平成30年の2.14人から令和5年には2.03人に減少しており、核家族化やひとり暮らしの増加がうかがえます。

人口の推移



※住民基本台帳(各年10月1日現在)

世帯の推移



※住民基本台帳(各年10月1日現在)

## 2-2 手帳所持者数の推移

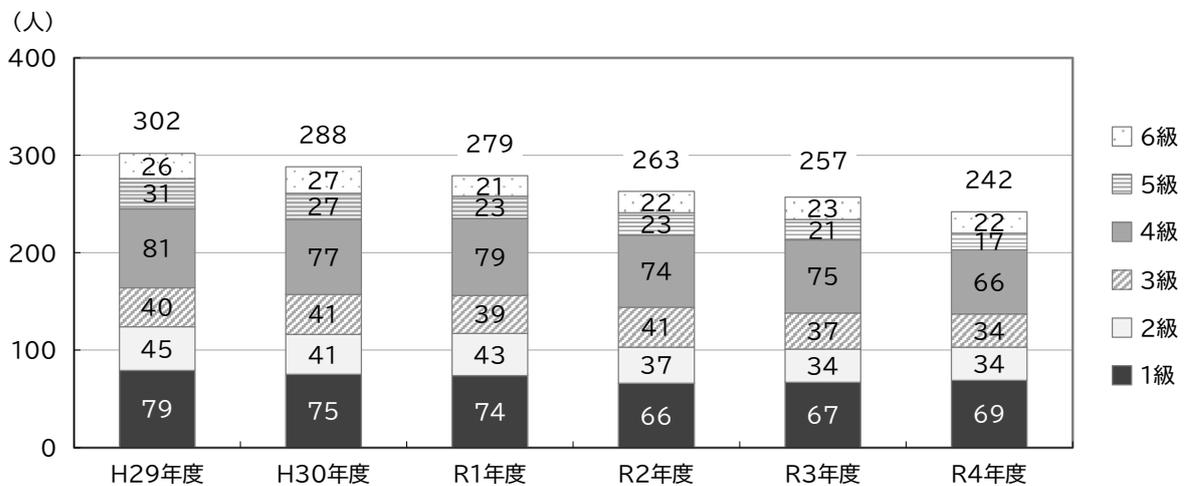
### (1) 身体障害者

令和5年3月末現在の身体障害者手帳所持者は242人となっており、減少傾向が続いています。

種類別では「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が60%強、「内部障害」が20%強で推移しています。

年齢の内訳では65歳以上の高齢者が80%を占めています。

身体障害者手帳所持者の等級別推移



※各年度3月末現在

身体障害者手帳所持者の等級別割合

(単位：%)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
1級	26.2	26.0	26.5	25.1	26.1	28.5
2級	14.9	14.2	15.4	14.1	13.2	14.0
3級	13.2	14.2	14.0	15.6	14.4	14.0
4級	26.8	26.7	28.3	28.1	29.2	27.3
5級	10.3	9.4	8.2	8.7	8.2	7.0
6級	8.6	9.4	7.5	8.4	8.9	9.1

※各年度3月末現在

身体障害者手帳所持者の種類別割合

(単位:%)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
視覚障害	6.4	6.5	6.0	5.5	4.7	4.3
聴覚・平衡機能障害	8.3	8.5	7.8	7.9	7.5	7.3
音声・言語そしゃく機能障害	2.4	2.5	2.6	2.7	2.5	2.3
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	61.6	60.6	61.2	62.6	62.8	62.3
内部障害	21.3	22.0	22.4	21.3	22.5	23.7

※各年度3月末現在

身体障害者手帳所持者の年齢別割合

(単位:%)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
18歳未満	1.0	1.4	1.4	1.5	1.9	1.7
18～64歳	12.3	13.9	15.4	16.7	17.9	16.5
65歳以上	86.8	84.7	83.2	81.7	80.2	81.8

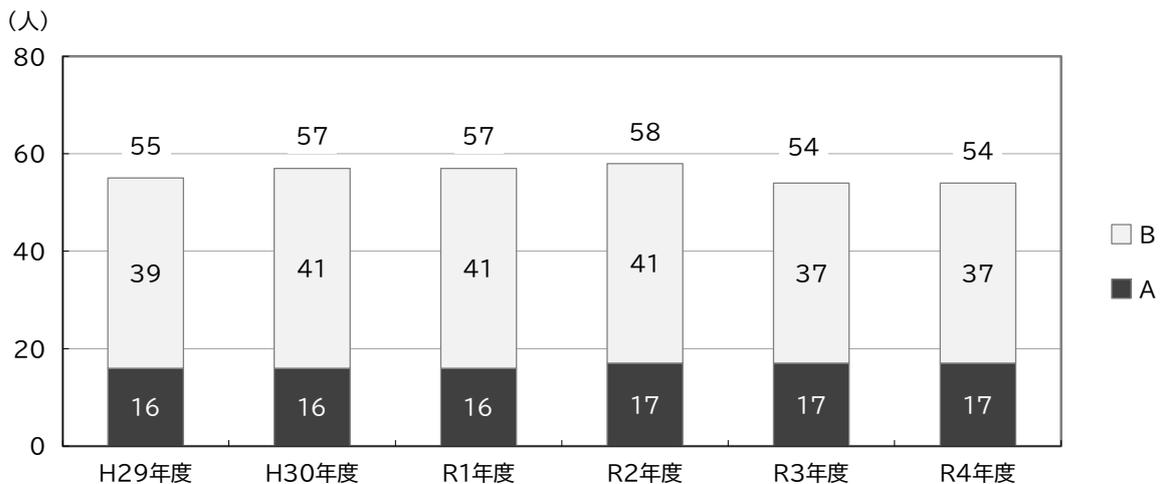
※各年度3月末現在

## (2)知的障害者

令和5年3月末現在の療育手帳所持者は54人となっており、横ばいで推移しています。

手帳の判定分布をみると、重度(A)が30%強、軽度(B)が70%弱となっています。年齢については、18～64歳が約半数を占め、65歳以上が約35%、18歳未満が約15%という状況です。

療育手帳所持者の等級別推移



※各年度3月末現在

療育手帳所持者の等級別割合

(単位:%)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
A	29.1	28.1	28.1	29.3	31.5	31.5
B	70.9	71.9	71.9	70.7	68.5	68.5

※各年度 3 月末現在

療育手帳所持者の年齢別割合

(単位:%)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
18 歳未満	20.0	22.8	17.5	15.5	14.8	13.0
18～64 歳	45.5	43.9	49.1	50.0	48.1	51.9
65 歳以上	34.5	33.3	33.3	34.5	37.0	35.2

※各年度 3 月末現在

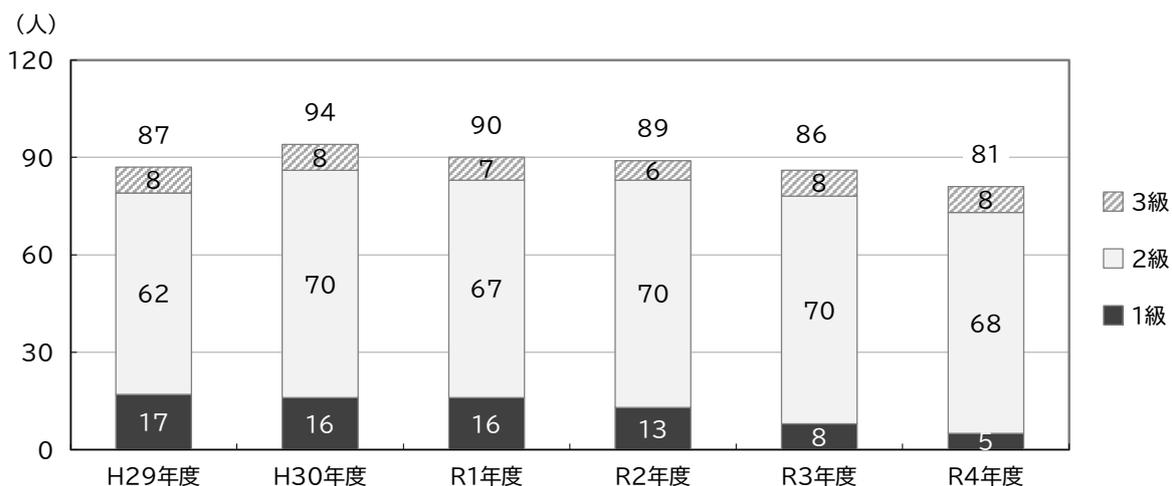
### (3)精神障害者

令和 5 年 3 月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は 81 人で、近年は減少傾向にあります。

手帳の等級分布をみると、2 級が約 85%で最も高くなっています。年齢については、18～64 歳が約 65%を占めています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者数は、手帳所持者を上回っています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移



※各年度 3 月末現在

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合

(単位:%)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1級	19.5	17.0	17.8	14.6	9.3	6.2
2級	71.3	74.5	74.4	78.7	81.4	84.0
3級	9.2	8.5	7.8	6.7	9.3	9.9

※各年度 3 月末現在

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別割合

(単位:%)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
18 歳未満	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0
18～64 歳	66.7	67.0	64.4	65.2	67.4	63.0
65 歳以上	33.3	33.0	34.4	34.8	32.6	37.0

※各年度 3 月末現在

自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

(単位:人)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
65 歳以上	139	141	145	158	155	126

※各年度 3 月末現在

## 2-3 難病患者の状況

令和3年11月1日より障害福祉サービス等の対象となる難病は366疾病となっています。身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。本町の特定疾患医療受給者証所持者は40人前後で推移しています。

難病の申請等については岡山県が実施していますが、町でも難病患者に対する相談を受け付けています。

特定疾患医療受給者証所持者の推移

(単位:人)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
特定疾患医療受給者証所持者	41	42	43	46	38	39

※各年度 3 月末現在

## 2-4 教育上特別な支援を必要とする子どもの状況

令和5年4月1日現在、町内の小・中学校に6学級の特別支援学級があり、学級に通う児童・生徒数は計16人となっています。

また、県立誕生寺支援学校では、誕生寺支援学校後援会の支援により、JR弓削駅舎内にアンテナショップ『野の花ショップ～夢元（ゆげ）～』を開店し、今年度10周年を迎えました。

作業学習で製作した作業製品の販売や喫茶での接客は社会に出る前に「働く」ことを体験できる貴重な機会となっています。高等部の生徒が駅前ロータリーへ植えた四季の花々とお客様をお迎えし、地域の人々の憩いの場や卒業生の抛りどころとなっています。久米南町文化センター等においても「移動アンテナショップ」として、販売活動を行っています。

町内小・中学校の特別支援学級設置状況 (単位:人)

種別	単位	弓削小	誕生寺小	神目小	久米南中
情緒	学級数	1	1	1	1
	人数	3	1	3	4
知的	学級数	1	0	0	1
	人数	3	0	0	2

※町教育委員会(令和5年4月1日現在)

県立誕生寺支援学校の地域別就学状況 (単位:人)

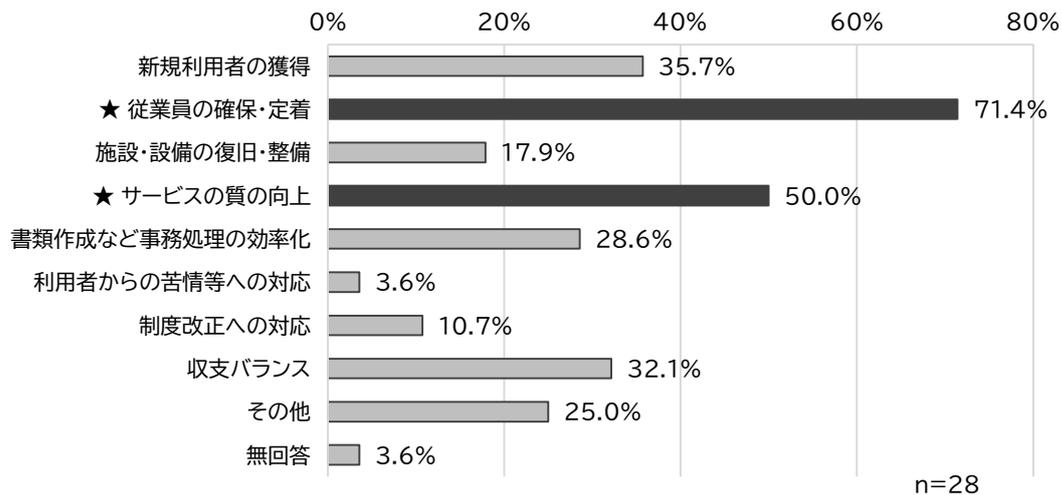
種別		内訳						計	
		久米南町	津山市	鏡野町	美咲町	勝英地域	真庭地域		その他
小学部	知的障害	3	29	5	3	14	6	5	65
	肢体不自由	0	8	2	1	5	1	0	17
中学部	知的障害	0	22	2	0	7	1	3	35
	肢体不自由	0	3	0	0	0	1	1	5
高等部	知的障害	2	47	4	7	18	14	11	103
	肢体不自由	0	4	0	1	1	1	0	7
合計	知的障害	5	98	11	10	39	21	19	203
	肢体不自由	0	15	2	2	6	3	1	29

※県立誕生寺支援学校(令和5年4月1日現在)

## 2-5 障害福祉サービス提供事業所調査の結果(抜粋)

### (1)事業所が運営する上での課題

「従業員の確保・定着」が71.4%と最も高く、次いで「サービスの質の向上」が50.0%となっています。



#### ▼その他の記述

- 利用者の人数が増え、周囲の様子が気になる利用者は落ち着けない。
- 共働き家族が多いことで面接、モニタリング、会議等の調整が難しく、休日や夜間を希望されたり、急な予定変更を余儀なくされる。
- 希望に応じた対応ができるように勤務形態を合わせざるを得ない。
- 職種によっては連携が取りにくい場合がある。
- 地域の人口減少(少子高齢化)によりサービス事業所が減少(介護保険通所等)しているため、地域福祉ニーズの多様化に 대응が難しい。
- 細かな福祉ニーズを支えているボランティアの高齢化・減少

## (2)障害のある人本人や家族から多く寄せられている要望

### [サービスの利用]

- 強度行動障害の支援や医療的ケア（児）者の受け入れが少ない。
- 家族の高齢化により運転免許証を返納している場合、「外泊をさせたいので送迎をお願いします」との要望がある。
- 家の近くに通える事業所がなく、送迎の負担が大きい。そのため、家族が休息・就労できる時間が限られる。
- 家でできない経験・体験をしてほしい→沢山してあげたいが時間が足りないので、長期休暇を利用している。
- 本人からは「外出があまりできないので、もっと出かけたたい。」→入所施設でも行動援護などのサービスが使えるようにしてほしい。

### [サービス提供体制]

- 入所やグループホームの空きがない。物価上昇に伴う経済的困窮。相談支援事業所の不足。強度行動障害に特化した放課後等デイサービス・児童発達支援事業所、入所事業所の不足。医療的ケアと強度行動障害のある人への支援
- 外出や外泊時に使える在宅サービスがあればよい。
- 重症心身障害のある人の受け入れ事業所（特に短期入所）が少ないこと。

### [利用者や家族の高齢化]

- 利用者自身が高齢になり、その時には家族からの支援はより難しくなっている。
- 障害者福祉サービスから、高齢介護サービスへのスムーズな移行、成年後見制度の整備などが実際必要となってきた。
- 家族が高齢になり、成年後見制度を考えている人もいる。後見人という言葉は知っているが、具体的な内容が浸透していないと感じられます。
- 障害者福祉サービスから、高齢介護サービスへのスムーズな移行、成年後見制度の整備などが実際必要となってきた。
- 両親が高齢、また利用者が重度のため、施設入所を望む家族の人もいるが、入所施設に空きがなく、将来が見通せない状況にある。
- 家族が高齢になっているところも多く、移動や介護を手伝ってもらえるサービスを利用できれば助かるのではないかと。

### [障害のある子どもについて]

- 児童発達支援事業所が町内近隣になく、家族から通所の負担感を聞くことがある。地域内に事業所があればありがたい。
- 将来（親亡き後）の本人の生活についての不安
- 親亡き後、当事者が安心して生活するための情報収集や準備。
- 就学についての情報

- 保育園など通園先での集団参加への要望が強く、小集団療育を希望されることが多い。しかし、本人の発達段階によっては、まずは個別の療育からはじめる必要があり、この点が理解されにくいと感じている。
- 児童発達支援では、就学に向けての相談、検査の相談が多い。園によっては就学の資料締め切りについて時期がまちまちで、事業所から支援を勧めてほしいと伝えることも多い。
- 放課後等デイサービスでは、学校との連携の難しさがある。親子関係のずれ。自己肯定感の高め方など。

[その他]

- 家族の話を聞いてほしいという要望が多い。
- 必要な時に診察してもらえないので、柔軟な対応をしていただける医療機関とつながりたい。
- 将来の生活場所や生活面への支援

### (3)津山圏域で整備している地域生活支援拠点等で取り組んでほしい機能

[サービスの機能]

- 精神の不安定時には、緊急入院して薬の調整などができる体制が必要である。
- 福祉サービスの体験がしやすい取組を進めてほしい。
- 地域生活拠点では、サービス利用のない人の緊急時受け入れ機能という位置づけだが、利用がある人でも想定外の緊急時がある。
- 対応については、県北全体の問題として取り組んでほしいと感じる。夜間の相談窓口を増やしてほしい。
- 医療との連携を強化してほしい。医療も拠点事業に参加するか、行政からの情報提供によっていざという時に協力してほしい。
- 学校教育の段階で支援を必要とする人とのふれあいや体験の機会・場のセッティング

[家族の高齢化]

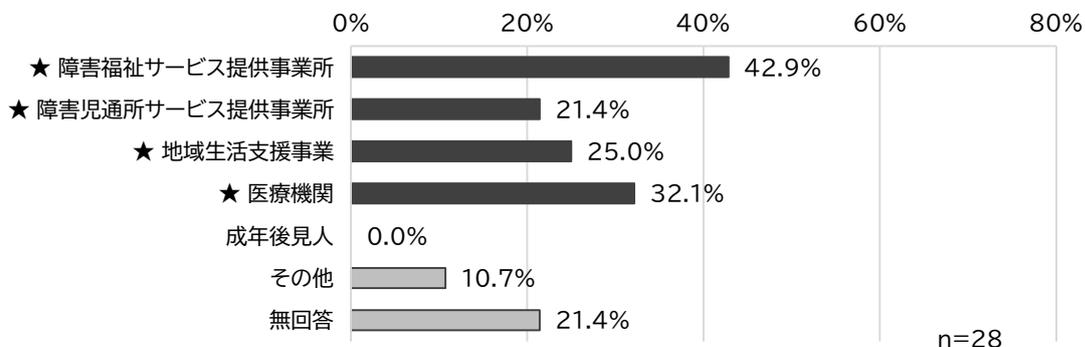
- 家族の高齢化、死亡等で身よりのない人、核家族化が進んでいる。将来これら単身者に対する需要が多くなってくると思われる。行政、医療、相談支援事業所等の関係機関との連携が重要になってくるので、これらの連絡、調整に期待している。

[サービス提供体制]

- どの施設でも職員が集まらない。人材不足が深刻であると感じている。
- 体験の機会・場について、施設やグループホームにお願いしても、条件つきのことが多く、その受け入れ条件・ハードルが高い。また、人手不足・人材不足を理由に挙げられることが多い。
- 人材育成と定着、地域の体制づくり

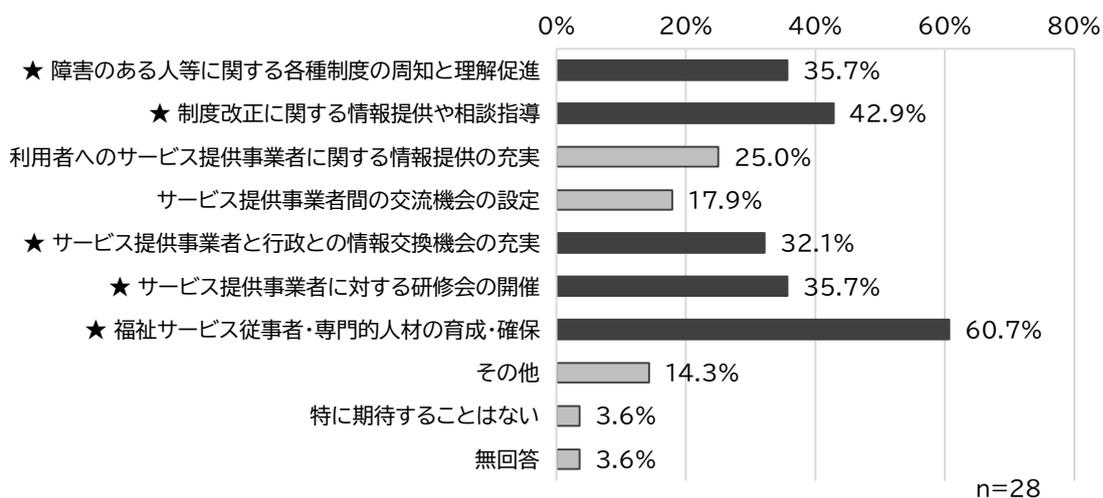
#### (4)久米南町及び津山圏域で不足しているサービス

「障害福祉サービス提供事業所」が42.9%と最も高く、次いで「医療機関」が32.1%、「地域生活支援事業」が25.0%、「障害児通所サービス提供事業所」が21.4%と続いています。



#### (5)行政に期待する取組

「福祉サービス従事者・専門的人材の育成・確保」が60.7%と最も高くなっています。「制度改正に関する情報提供や相談支援」(42.9%)、「障害のある人等に関する各種制度の周知と理解促進」(35.7%)、「サービス提供事業者に対する研修会の開催」(35.7%)、「サービス提供事業所と行政との情報交換機会の充実」(32.1%)が30%を超えています。



## (6)今後の障害者施策についての意見

### [対象者の高齢化]

- 高齢化が進み、入所施設が介護施設のようになっている。本来の障害者福祉が二極化している。
- 児童福祉⇒障害者福祉⇒高齢者福祉（介護）と年齢を重ねていくとともに、利用する福祉サービスが変わっていく。スムーズな移行ができるように意識された計画を望みます。
- 障害のある当事者や家族の高齢化に伴い、必要な支援が増えていくと思われます。限られた地域の資源を有効に活用し、障害ある人が安心して暮らせるような取組を進めていきたい。

### [サービスの充実]

- 施設入所中の人でも使えるサービスがあればよいと感じています。
- 三障害すべてを受け入れることは難しく、それぞれの施設で、その特性を生かそうとすると障害が限定される。
- 食事提供体制加算及び送迎加算の永続化を望んでいる。
- 区分認定について、入所施設での再判定の緩和、期限の延長を検討してほしい。現場の負担が大きく、高齢の利用者はあまり変化がない。

### [発達障害等への支援]

- 自閉スペクトラム症及び発達障害のある人たちへの正しい理解と適切な対応方法を知ること、強度行動障害につながるような二次障害を引き起こすことが減少すると思っています。
- 児童相談支援事業所と学校側との関係性について
- 発達障害のある児童の親と学校での問題(トラブル)が相談支援事業所に持ち込まれるケースがある。児童相談支援事業所は、児童福祉法に基づく福祉サービスの調整が主であるので、学校側の対応力を強化すべきではないか。

### [障害者施策全般の充実]

- 都市部と過疎地域の福祉サービスの格差がないような体制、システムづくりをお願いしたい。
- 精神障害のある人も地域包括ケアシステムの中で、社会参加、地域での生活等本人の意思が尊重される支援を期待しています。
- 障害のある人が地元で生活ができるように、さまざまな社会資源を増やすよう働きかけてほしい。
- 正しい知識の啓発と適切な対応ができる人材の育成をお願いしたい。
- 地域全体でいろいろな立場の人がいると思うが、みんなが協力して支援していける体制を考えていけたらと感じる。支援者間の情報の共有、連携の体制をしっかりと整えてほしい。

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

障害福祉サービスや障害のある児童を支援するサービス等については、次のような視点を基調にサービス提供体制の確保を進めます。

### (1)障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。

### (2)障害種別によらない障害福祉サービス等の実施

近隣自治体やサービス提供事業所と連携を図りながら、すべての計画対象者が必要な障害福祉サービス等を利用することができるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

### (3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の確保

障害のある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の確保に努めます。

また、障害のある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えて、地域での生活を安心して送れるよう、関係機関と連携のもと中長期的な視点にたって各種支援策を継続します。

### (4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

### (5)障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するとともに、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

## (6)障害福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的にさまざまな障害福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保とともに、それを担う人材の確保・定着を図る必要があります。サービス提供事業所では定期的な雇用に努めていますが、大変厳しい状況が続き、人材確保及び職場定着に向けた対策が喫緊の課題となっています。

専門性を高めるための研修、多職種間の連携、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職場環境の充実や事務負担の軽減、業務の効率化に関係者と協力して取り組みます。

## (7)障害のある人の社会参加を支える取組

地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会をめざすとともに、障害のある人等による情報の取得利用・意思疎通を支援します。

# 第4章 令和8年度の成果目標

## 4-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

### 国の基本的な指針

- 令和4年度末時点の福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
- 目標値の設定にあたっては、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することとするとともに、これにあわせて令和8年度末の施設入所者を令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。
- 令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成の割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- 施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むにあたっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

※平成24年4月施行の児童福祉法改正により、障害者総合支援法のサービス受給者となって当該施設に引き続き入所している者は含めない。

前回計画のまとめ

□ 施設入所者9人のうち1名の地域移行を目標としていましたが、実績はありませんでした。

### 町の目標設定

項目	数値	備考
地域生活移行者数		
算定基礎数値	9人	令和4年度末現在の施設入所者数
目標値	1人 (11.1%)	令和6年度から令和8年度末までの間に地域移行する見込み者数
未達成者数 (未達成割合)	1人 (100.0%)	第6期目標値(1人)のうち令和4年度末まで未達成の見込み者数

項目	数値	備考
施設入所者数		
算定基礎数値（A）	9人	令和4年度末現在の施設入所者数
目標値（B）	10人	令和8年度末の施設入所者の見込み者数
削減見込み	1人	(A) + (待機者数) - (B)
(参考)待機者数	2人	令和5年9月30日現在の施設入所待機者数

<p>基本的な考え方</p>	<p>□ 施設入所から地域への移行を希望する人について、円滑に地域生活へ移行できるよう支援を行います。</p> <p>□ 地域での生活が継続できるよう、居宅での生活を支援する訪問系サービス、訓練の場・創作活動の場・憩いの場である日中活動系サービス及び日常生活上のさまざまな問題に対応するための相談支援の充実を図ります。</p>
----------------	---

## 4-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 国の基本的な指針

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害のある人の地域移行や定着が可能となる。
  - ①精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数  
325.3日以上
  - ②精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）  
国が提示する推計式を用いて設定する。
  - ③精神病床における早期退院率  
令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上とする。  
令和8年度における入院後6か月時点の退院率を84.5%以上とする。  
令和8年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする。

### 町目標設定

成果目標の設定は行いませんが、「第8章 障害者施策の推進」で保健・医療及び福祉関係者による協議の場、地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数を設定します。

## 4-3 地域生活支援の充実

### 国の基本的な指針

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 強度行動障害を有する障害のある人の支援体制の充実を図るために、令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

<p>前回計画のまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 津山地域障害者基幹相談支援センター内にコーディネーターを配置し、地域生活支援拠点等の5つの機能のうち、「相談」と「緊急時の受け入れ・対応」の2つの機能を備えた拠点を津山圏域で設置しています。</li> <li>□ 「相談」の機能は津山地域障害者基幹相談支援センターが、「緊急時の受け入れ・対応」については、圏域すべての短期入所事業所による輪番で対応しています。</li> </ul>
-----------------	--

### 町の目標設定

項目	目標
<p>拠点の整備</p>	<p>圏域で整備した拠点を継続して運用し、国の指針に準じて、運用状況の検証及び検討を年1回以上行います。</p> <p>また、強度行動障害の有する障害のある人の支援体制の充実を図るため、圏域で支援体制の整備を進めます。</p>

<p>基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 年3回程度、津山地域の行政担当者、短期入所事業所、委託相談支援事業所で構成された「地域生活支援拠点連絡会」を開催し、緊急受け入れ後の事後検証等を実施します。</li> <li>□ 緊急受け入れがない場合でも、他の拠点の事例をもとに受け入れを行う場合の検証を行います。</li> <li>□ 拠点の機能の追加に関しても、あわせて検討を行っていきます。</li> <li>□ 強度行動障害のある人の状況や支援ニーズの把握に努め、支援体制の検討等を順次進めていきます。</li> </ul>
----------------	---

## 4-4 福祉施設から一般就労への移行等

### 国の基本的な指針

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

#### 事業ごとの目標値

就労移行支援	1.31倍以上
就労継続支援A型	1.29倍以上
就労継続支援B型	1.28倍以上

- 就労移行支援事業所での一般就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定する。
  - 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
  - 就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。
  - 協議会（就労支援部会等）を設けて取組を進める。

前回計画のまとめ	<input type="checkbox"/> 1名の一般就労への移行を目標としていましたが、実績はありませんでした。
----------	--

### 町の目標設定

項目	数値	備考
福祉施設からの一般就労移行者数		
算定基礎数値	0人	令和3年度において福祉施設から一般就労した者の数
目標値	1人	令和8年度において福祉施設から一般就労する者の数(全体で1.28倍と見込む(就労移行支援では1.31倍以上、就労継続支援A型では1.29倍以上、就労継続支援B型では1.28倍以上をめざす。))
就労移行支援事業所の就労移行率		
算定基礎数値	2か所	
目標値	1/2か所(5割)	一般就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上

項目	数値	備考
就労定着支援事業の利用者数		
算定基礎数値	0人	令和3年度末の利用者数
目標値	1人	令和3年度末実績の1.41倍以上
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合（全体の2.5割以上）		
算定基礎数値	1か所	令和3年度の実績
目標値	1か所	令和8年度における就労定着支援事業所

基本的な考え方	<input type="checkbox"/> 事業所による生産活動及び就労支援の取組を支援します。 <input type="checkbox"/> 就労へ向けた支援、就労している人への支援、離職後の支援など利用者の状況に応じた支援に取り組みます。
---------	---

## 4-5 障害児支援の提供体制の整備等

### 国の基本的な指針

- 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

- 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

- 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

<p>前回計画のまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について、市町村での設置・体制構築をめざしていましたが、現在圏域に対応可能な事業所があるため、当事業所へ依頼・協議の上、対応できるよう体制を構築しています。</li> <li>□ 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保についても同様で、現在圏域に対応可能な事業所があるため、当事業所へ依頼・協議の上、対応できるよう体制を構築しています。</li> <li>□ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、平成30年12月に圏域で設置し、関係機関との情報共有や地域課題の確認、対応策の検討や支援体制づくりについて協議を行っています。また、コーディネーターの配置について、現状ではできていないものの、有資格者へ支援を依頼し適切な対応を行っています。</li> </ul>
-----------------	--

### 町の目標設定

項目	目標
児童発達支援センターの設置	圏域に1か所設置できているため、事業所と連携して対象児童の支援を行います。
保育所等訪問支援の実施	圏域で体制が構築できているため、事業所や保育園と連携して対象児童の支援を行います。
重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域に1か所設置できているため、事業所と連携して対象児童の支援を行います。
重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1か所設置できているため、事業所と連携して対象児童の支援を行います。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成30年12月に圏域で設置し、関係機関と協議を行っています。協議の場では、情報共有や地域課題の確認、対応策の検討や支援体制づくりについて協議を行っており、これらについて引き続き協議を行っていきます。
医療的ケア児の支援のためのコーディネーターの配置	令和8年度末までに配置します。

<p>基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 圏域にある児童発達支援センターと連携し、障害のある子どもへの重層的な地域支援体制の構築を図ります。</li> <li>□ 圏域にある保育所等訪問支援を実施する事業所へ依頼し、障害児通所支援事業所と保育所等の連携を図ります。</li> <li>□ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所と連携し、必要なサービスが提供できるよう連携を図ります。</li> <li>□ 医療的ケア児支援の協議の場を活用し、必要な支援の検討を行います。また、国の基本指針に順じ、コーディネーターの配置についてもあわせて検討します。</li> </ul>
----------------	---

## 4-6 相談支援体制の充実・強化等

<p style="text-align: center;">国の基本的な指針</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</li> <li>• 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</li> </ul>	

<p>前回計画のまとめ</p>	<p>□ 津山地域障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の強化を図る体制を確保しています。</p>
-----------------	--

### 町の目標設定

項目	目標
<p>実施体制の確保</p>	<p>津山地域障害者基幹相談支援センターを中心に、今後も継続して相談支援体制の強化等を図ります。</p> <p>圏域で設置している津山地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じたサービス基盤の開発・改善等の取組を行うための体制を引き続き確保します。</p>

<p>基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援が実施できるよう努めます。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の相談支援事業者の人材育成支援に努めます。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の相談機関との連携強化に取り組みます。</li> </ul>
----------------	--

## 4-7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 国の基本的な指針

- 都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害のある人等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- 自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

<p>前回計画のまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 岡山県が主催する障害福祉サービス等の研修に1名以上参加しました。</li> <li><input type="checkbox"/> 自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する機会は設けられませんでした。</li> </ul>
-----------------	---

### 町の目標設定

項目	目標
<p>実施体制の構築</p>	<p>障害福祉サービス等に係る研修に毎年1名以上参加します。 事業所や関係自治体と連携し、審査内容を分析・共有できる体制の構築を図ります。</p>

<p>基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 都道府県等が実施する障害福祉サービス等の研修に積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。</li> <li><input type="checkbox"/> 障害福祉サービス等の質を向上させるため、事業所や関係自治体と連携し取り組んでいきます。</li> </ul>
----------------	---

# 第5章 障害福祉サービス等の見込み量

## 5-1 訪問系サービス

訪問系サービスは、自宅での生活全般の支援や外出時の移動支援を行うサービスで、介護や支援が必要な人が自宅で生活していく上で重要なサービスです。

町内に障害者支援サービスを行う事業所がなく、ヘルパー事業所の確保が課題となっています。また、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成が重要であり、緊急利用の際の確保方法について検討していく必要があります。

### (1)サービスの種別と概要

サービス種別	概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人を対象に、必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

## (2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

### 訪問系サービスの見込み量

サービス種別		第6期障害福祉計画 実績			第7期障害福祉計画 見込み量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	(実利用者数/月)	0	0	0	1	1	1
	(時間数/月)	0	0	0	8	8	8
重度訪問介護	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(時間数/月)	0	0	0	0	0	0
同行援護	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(時間数/月)	0	0	0	0	0	0
行動援護	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(時間数/月)	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(時間数/月)	0	0	0	0	0	0

※R5年度は9月実績

### ▼第6期における実績

居宅介護の利用ニーズはあるものの、圏域に事業所が少なく、サービスの利用につながりにくいのが現状です。

その他のサービスについては、実績がありませんでした。

見込み量 確保の方策	<input type="checkbox"/> サービス見込み量の確保にあたっては、圏域で連携を図り、サービス調整や情報共有などを通じてサービス基盤の確保に努めていきます。 <input type="checkbox"/> サービス利用者の増加や施設入所者の地域移行等の進行を見込みながら、十分なサービスの量と質を確保できるよう、障害福祉サービス事業所の拡充や新規参入を促進します。 <input type="checkbox"/> 高齢の障害のある人が切れ目なく適切な支援を受けられるよう、介護保険制度に基づくサービス等との連携の強化に向けた検討を進めます。 <input type="checkbox"/> 医療的ケアが必要な人や重度心身障害のある人が必要な支援を受けられるよう、サービスの確保に努めます。
---------------	---

## 5-2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害のある人が自立と社会参加の促進を図るため、ニーズに応じた日中活動の場を提供するサービスです。

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護で利用実績があります。

### (1)サービスの種別と概要

サービス種別	概要
生活介護	常時介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（18 か月）】
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24 か月）】 【長期入院・入所（36 か月）】
就労選択支援	従来の就労移行支援をはじめとした各サービスとともに、障害のある人の希望やスキルに合う仕事探しを支援する新たなサービスです。令和7年10月より創設予定です。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24 か月）】
就労継続支援(A型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。なお、労働基準法等の関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援(B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない。）一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。

就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所(福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所(医療型)	医療ニーズの高い人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## (2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

日中活動系サービスの見込み量(その1)

サービス種別		第6期障害福祉計画 実績			第7期障害福祉計画 見込み量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	(実利用者数/月)	12	12	12	14	14	14
	(人日/月)	248	256	227	286	286	286
自立訓練(機能訓練)	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	(実利用者数/月)	2	1	0	0	0	0
	(人日/月)	36	23	0	0	0	0
就労選択支援	(実利用者数/月)	-	-	-	-	0	0
	(人日/月)	-	-	-	-	0	0
就労移行支援	(実利用者数/月)	0	1	2	1	0	0
	(人日/月)	0	23	44	22	0	0
就労継続支援(A型)	(実利用者数/月)	4	2	2	2	2	2
	(人日/月)	77	42	42	42	42	42
就労継続支援(B型)	(実利用者数/月)	13	13	14	15	16	16
	(人日/月)	242	285	274	302	322	322

※R5年度は9月実績

日中活動系サービスの見込み量(その2)

サービス種別		第6期障害福祉計画 実績			第7期障害福祉計画 見込み量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
就労定着支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
療養介護	(実利用者数/月)	2	2	2	2	2	2
短期入所(福祉型)	(実利用者数/月)	1	1	1	1	2	2
	(人日/月)	7	2	7	7	14	14
短期入所(医療型)	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(人日/月)	0	0	0	0	0	0

※R5年度は9月実績

▼第6期における実績

就労継続支援A型は就労継続支援B型への移行、就労継続支援B型は一般就労や就労継続支援A型から移行により利用の増減があります。

また、自立訓練(生活訓練)は支援学校卒業生の利用があり、サービス終了後、就労移行支援からの一般就労をめざしています。

短期入所については、緊急時の利用を想定し支給決定を行っている人が増えているものの、継続的な利用にはつながっていないのが現状です。

見込み量 確保の方策	<input type="checkbox"/> サービス見込み量の確保にあたっては、圏域内の施設及び自治体で調整を図りつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。 <input type="checkbox"/> 障害特性やライフステージに応じた適切な日中活動の場を確保するため、事業所の拡充や新規参入を促進します。 <input type="checkbox"/> 必要とされるサービス量とその質を確保するため、人材の育成や確保に努めます。 <input type="checkbox"/> 津山地域自立支援協議会を通じて事業者間の連携を図り、就労意欲に応える体制づくりを推進します。 <input type="checkbox"/> 利便性、対応力の向上等による、緊急時の受け入れ体制の確保に努めます。 <input type="checkbox"/> 医療的ケアが必要な人や児童を対象とする短期入所のサービス確保に向けて、引き続き検討を行います。
---------------	---

## 5-3 居住系サービス

居住系サービスは、主として夜間における居住の場を提供し、日常生活上で必要な支援を行うサービスです。

### (1) サービスの種別と概要

サービス種別	概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。
地域生活支援拠点等	障害のある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支える支援拠点等です。

### (2) 各年度のサービス見込み量と確保の方策

居住系サービスの見込み量(その1)

サービス種別		第6期障害福祉計画 実績			第7期障害福祉計画 見込み量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	(実利用者数/月)	9	9	10	11	12	12
施設入所支援	(実利用者数/月)	9	9	9	10	10	10

※R5年度は9月実績

居住系サービスの見込み量(その2)

サービス種別			第 6 期障害福祉計画 実績			第 7 期障害福祉計画 見込み量		
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域生活 支援拠点等	設置か所数	(か所)	1	1	1	1	1	1
	コーディネーターの 配置人数	(人)	1	1	1	1	1	1
	検証・検討の 実施回数	(回)	3	3	3	3	3	3

※R5年度は9月実績

▼第 6 期における実績

共同生活援助（グループホーム）は利用増、施設入所支援は待機者を含めると利用増となっています。

依然として、入所系サービスのニーズは高くなっています。

見込み量 確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 第 7 期のサービス見込み量は、福祉施設からの地域移行の受け入れ先の必要性等を勘案して設定しました。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域生活への移行を実現するため、地域における社会資源の整備等に取り組めます。</li> <li><input type="checkbox"/> 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。</li> <li><input type="checkbox"/> 真に必要な人が入所できるよう、待機者や入所中の障害のある人の状況確認を行います。</li> <li><input type="checkbox"/> 年 1 回、地域の関係機関による地域生活支援拠点連絡会議を開催し、運用状況の検証及び検討を行います。</li> </ul>
---------------	--

## 5-4 相談支援サービス

サービス等利用計画の作成をはじめ、施設や病院から地域へ移行について相談を行うサービスです。

### (1) サービスの種別と概要

サービス種別	概要
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設や病院から地域移行する人に、住居の確保や地域に移行するためのそのほかの活動に関する相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や必要な支援を行います。

### (2) 各年度のサービス見込み量と確保の方策

相談支援サービスの見込み量

サービス種別		第6期障害福祉計画 実績			第7期障害福祉計画 見込み量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	(実利用者数/月)	38	38	39	42	43	43
地域移行支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0

※R5年度は9月実績

▼第6期における実績

計画相談支援については、見込み量より若干多い利用実績で推移しています。

見込み量 確保の方策	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 第7期のサービス見込み量は、第6期の利用状況を勘案しつつ設定しました。</li><li>□ サービスの選択や真に本人が希望する事業所の選択など対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じた継続サービス利用支援の実施に努めます。</li><li>□ 地域移行生活に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。</li></ul>
---------------	--

## 第6章 障害のある児童を支援するサービス等の見込み量

### 6-1 児童発達支援等

通所によりさまざまな訓練を行う児童発達支援や放課後等デイサービスをはじめ、支援の必要な児童を対象としたサービスです。

#### (1) サービスの種別と概要

サービス種別	概要
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を受けるものです。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している発達支援の必要な児童が、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を受けるものです。
保育所等訪問支援	児童発達支援センター等の職員が発達支援の必要な児童の通う施設（保育所等）を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供するものです。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	児童発達支援等を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童または保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	医療的ケアが必要な児童の福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有し、その暮らしの設計を手助けできる調整者（コーディネーター）を配置します。

## (2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

### 児童発達支援等の見込み量

サービス種別		第2期障害児福祉計画 実績			第3期障害児福祉計画 見込み量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	(実利用者数/月)	8	6	4	7	7	7
	(人日/月)	25	22	13	26	26	26
放課後等デイサービス	(実利用者数/月)	6	5	5	6	6	6
	(人日/月)	24	18	37	52	52	52
保育所等訪問支援	(実利用者数/月)	0	1	1	1	1	1
	(人日/月)	0	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	(実利用者数/月)	14	11	9	11	11	11
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	(配置人数)	0	0	0	0	0	1

※R5年度は9月実績

### ▼第2期における実績

児童発達支援は、利用者・サービス量ともに減少、放課後等デイサービスは、サービス量が増加しています。増加の理由の1つとして、町内に通所事業所（放課後等デイサービス）があることが考えられます。放課後等デイサービスについては、児童発達支援からの継続利用が大半を占めています。

また、保育所等訪問支援は1名の利用がありました。

見込み量 確保の方策	<input type="checkbox"/> サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。 <input type="checkbox"/> 子どもの発達の状況などにあわせて事業所を保護者等が選択できるよう、事業者情報の提供を行います。 <input type="checkbox"/> 児童福祉に関わる機関との連携を図り、必要なサービスが利用できるような体制づくりを推進します。 <input type="checkbox"/> 障害児通所支援は、障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
---------------	---

## 6-2 子ども・子育て支援等

### (1) サービスの見込み

サービス	見込み
保育園における障害のある児童の利用	特別な支援が必要な児童を把握し、障害の程度に応じて、職員の配置等必要な調整や体制整備を図っていきます。
放課後児童クラブにおける障害のある児童の利用	放課後児童クラブの利用を希望する児童に関し、必要に応じて小学校と連携・情報共有を行い、必要な体制整備に努めていきます。

### (2) 確保の方策

確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 発達が気になる子どもの早期発見や相談・支援を行うため、関係機関で連携し取り組んでいきます。</li> <li>□ 津山みのり学園と連携し、巡回相談等により特別支援の保育のあり方を学ぶ指導・研修を実施していきます。</li> <li>□ 保育士等の専門性の向上のため、引き続き障害児保育に関する研修や講習会を受講するなど、保育の質の向上を図ります。</li> <li>□ 必要に応じ、久米南町発達障害者支援コーディネーターと情報共有を行い、連携して個別の支援ができるよう努めます。</li> <li>□ 放課後児童クラブ支援員の指導の充実を図るため、必要な研修の受講に努めていきます。</li> </ul>
-------	---

# 第7章 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害のある人や児童が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

第6期計画期間の実績等を踏まえつつ、障害のある人や児童の保護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、意思疎通支援、日常生活用具の給付、移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を継続実施します。

## (1)事業内容

事業種別		概要
理解促進研修・啓発事業		障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民を対象に、障害に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。
自発的活動支援事業		障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、本人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。
相談支援事業	相談支援事業	障害のある人等からのさまざまな相談に応じ、福祉サービスに係る情報の提供をはじめ、地域での生活をしていくための支援、権利擁護のための必要な援助、専門のサービス提供等を行う事業です。
	基幹相談機能強化事業	相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、地域の相談支援事業者の人材育成の支援、地域のさまざまな相談機関との連携強化を行う事業です。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う事業です。

事業種別	概要
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度等利用に関する相談支援や弁護士等による法律相談等を実施するとともに、知的障害または精神障害のある人本人やその親族が、成年後見等審判の申立てを行うことが困難な場合は、町が本人や親族に代わって申立てを行い、制度の利用支援や権利擁護する事業です。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行う事業です。
日常生活用具給付等 事業	在宅の重度障害がある人などを対象に、日常生活上の困難を解消するための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、住宅改修）を給付します。
手話奉仕員養成事業	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害のある人等の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する事業です。
移動支援事業	移動が困難な障害のある人（児）が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行う事業です。
地域活動支援センター 事業	地域活動支援センターⅢ型事業所において、地域に根ざした社会参加の拠点として、社会との交流を促進する事業です。
日中一時支援事業	身体障害や知的障害のある人等が、介護者（家族）に何らかの理由で介護を受けられない場合、日中に施設で一時的に預かり、日帰りでの短期入所サービスを行う事業です。

## (2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

地域生活支援事業の見込み量

サービス種別		第6期障害福祉計画 実績			第7期障害福祉計画 見込み量		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
理解促進研修・啓発事業		(実施有無)	無	無	無	無	無
自発的活動支援事業		(実施有無)	無	無	無	無	無
相談支援事業	相談支援事業	(実施か所数)	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	(設置有無)	有	有	有	有	有
	相談支援機能強化事業	(実施有無)	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	(実施有無)	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		(実利用者数/年)	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		(実施有無)	有	有	有	有	有
支意 援思 事疎 業通	手話通訳者設置事業	(設置見込み者数)	0	0	0	0	0
	手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	(実利用者数/年)	0	0	3	1	1
日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業	介護・訓練支援用具	(給付件数/年)	0	0	0	0	0
	自立生活支援用具	(給付件数/年)	3	0	0	1	1
	在宅療養等支援用具	(給付件数/年)	0	0	0	1	1
	情報・意思疎通支援用具	(給付件数/年)	0	1	0	0	0
	排せつ管理支援用具	(給付件数/年)	108	102	97	110	110
	居宅生活動作補助用具	(給付件数/年)	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業		(研修修了者数/年)	0	0	0	0	1
移動支援事業		(実利用者数/年)	0	0	0	0	0
		(利用時間数/年)	0	0	0	0	0
地域活動支援センター事業		(実施か所数)	1	1	1	1	1
		(実利用者数/年)	2	2	2	2	3
日中一時支援事業		(実施か所数)	10	10	10	10	10
		(実利用者数/年)	588	394	39	100	100

※R5年度は9月実績

▼第6期における実績

日常生活用具給付等事業については、排せつ管理支援用具（ストマ装具や紙おむつ）に加え、自立生活支援用具（頭部保護帽、入浴補助用具）、情報・意思疎通支援用具（聴覚障害者用通信装置）の支給がありました。

日中一時支援事業については、利用日数が大幅に減少しており、理由としては、事業所がタイムケア型（学校の放課後等時間帯）を休止したことが挙げられます。

<p>見込み量 確保の方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 専門的な知識を有する職員を配置し、困難ケースにも対応できる相談体制の確立をめざします。</li> <li>□ サービスを必要とする障害のある人が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。</li> <li>□ 相談支援事業などを通じて、事業対象者の適切な把握と事業の周知を行います。</li> <li>□ 障害のある人やその家族による事業活用を促進するとともに、サービス提供事業者と連携し、ニーズに対応できる体制の確保と必要な予算措置に努めます。</li> <li>□ 利用者負担の考え方については、応能負担の原則を踏まえた上で検討を行います。</li> </ul>
-----------------------	--

# 第8章 障害者施策の推進

## 8-1 発達障害のある人等への支援

発達障害のある人等への支援の見込み量

(単位:人/年)

	第6期障害福祉計画 実績			第7期障害福祉計画 見込み量		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	-	-	-	1	1	1
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	-	-	-	1	1	1

※R5年度は9月実績

実施の見込み	<input type="checkbox"/> 事業の実施は圏域で対応していきます。 <input type="checkbox"/> 保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレント・トレーニング等の家族等に対する支援体制の整備に努めます。 <input type="checkbox"/> 障害のある人同士や家族同士による、ピアサポートやペアレントメンターとして活動を希望する人への情報提供に努めます。
--------	---

## 8-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

協議の場等の見込み量

(単位:回/年、人/年)

	第6期障害福祉計画 実績			第7期障害福祉計画 見込み量		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
協議の場の開催回数	2	2	2	2	2	2
協議の場への関係者の参加者数	18	20	24	20	20	20
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2	2	2	2	2	2

※R5年度は9月実績

実施の見込み	<input type="checkbox"/> 津山地域自立支援協議会の部会のうち、障害のある人の地域生活等について検討する「地域生活支援部会」を協議の場と位置づけ、精神科医療機関、支援者、サービス提供事業所等による協議を引き続き行っていきます。
--------	--

## (2)精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数

障害福祉サービス(精神障害のある人)の見込み量

(単位:人/月)

	第6期障害福祉計画 実績			第7期障害福祉計画 見込み量		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域移行支援	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	4	4	4	5	5	5
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	-	-	-	0	0	0

※1か月あたりの利用者数

※R5年度は9月実績

利用者の見込み	<input type="checkbox"/> 第6期障害福祉計画見込み量として掲げた障害福祉サービス等の利用者数の見込みのうち、精神障害のある人の分について再掲しました。
---------	---

見込み量 確保の方策	<input type="checkbox"/> 地域移行支援は、精神科病院からの退院・地域移行に際しての利用が想定されます。協議の場で地域の実情を把握し、サービス提供体制の整備を図ります。 <input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)は、精神障害のある人の地域生活を支えるために欠かせないサービスであり、今後も町内及び近隣自治体の事業所の活用で対応していきます。
---------------	---

## 8-3 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化のための取組の見込み量

(単位:件/年、回/年、人)

	第6期障害福祉計画 実績			第7期障害福祉計画 見込み量		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有	有	有	有
相談支援事業者に対する 指導・助言の件数	-	-	-	-	-	-
相談支援事業者の人材育成の 支援件数	4	4	0	4	4	4
相談機関と連携強化の取組の 実施回数	11	10	2	12	12	12

※R5年度は9月実績

実施の見込み	<input type="checkbox"/> 津山地域障害者基幹相談支援センターと連携して取り組みます。 <input type="checkbox"/> 地域自立支援協議会での事例検討など、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を実施します。 <input type="checkbox"/> 相談支援専門員を対象とした研修会等を実施し、人材育成を行います。
--------	--

# 資料

## 1 久米南町附属機関設置条例

令和3年3月19日

条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく本町の附属機関の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置等)

第2条 町の執行機関の附属機関(法令等の定めにより置くものを除く。)として、別表に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の所掌事務は、別表所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

3 附属機関の委員の定数は、別表定数の欄に掲げるとおりとする。

(委員の守秘義務)

第3条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第4条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に別表に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の附属機関等」という。)は、この条例の施行の日に、同表の附属機関(以下「新附属機関」という。)とみなす。

3 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

附 則(令和4年3月18日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年久米南町条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和5年3月20日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年久米南町条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和4年6月22日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年久米南町条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(久米南町学校教育審議会条例の廃止)

- 3 久米南町学校教育審議会条例(令和4年久米南町条例第22号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

執行機関	名称	所掌事務	定数
町長	久米南町地域公共交通会議	道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画の作成及び実施に必要な協議を行う。	15人以内
	久米南町創生総合戦略推進委員会	町長の諮問に応じ、久米南町創生総合戦略の策定について調査審議するとともに、事業評価を行う。	20人以内

執行機関	名称	所掌事務	定数
町長	久米南町障害福祉計画策定委員会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく久米南町障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく久米南町障害児福祉計画の策定について調査審議する。	10人以内
	久米南町障害者福祉計画策定委員会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく久米南町障害者福祉計画の策定について調査審議する。	10人以内
	久米南町老人ホーム入所判定委員会	町長の諮問に応じ、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項の規定による措置について審査する。	6人
	久米南町介護保険事業計画策定委員会	町長の諮問に応じ、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく久米南町介護保険事業計画の策定について審議する。	10人以内
	久米南町高齢者保健福祉計画策定委員会	町長の諮問に応じ、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく久米南町高齢者保健福祉計画の策定について審議する。	10人以内
	久米南町介護予防・生活支援推進協議会	介護予防・生活支援サービスの体制整備に向け、多様な主体間の情報共有、連携及び協働による資源開発等を推進するため、定期的な情報の収集、共有及び連携の強化の場	10人以内
	久米南町地域包括支援センター運営協議会	久米南町地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図る。	15人以内
	久米南町地域密着型サービス運営委員会	介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営について協議する。	15人以内
	久米南町健康づくり推進協議会	地域住民の健康で文化的な生活を推進し、関係機関、団体等の連携を強化し、地域の健康づくりを効果的に推進するため、協議及び検討を行う。	20人以内
	久米南町医療と福祉の連携推進協議会	多職種連携による在宅医療支援体制の構築を図るとともに、包括的かつ継続的な在宅医療について協議及び検討を行う。	20人以内
	久米南町子育て支援ネットワーク・要保護児童対策地域協議会	地域ぐるみの子育て支援の充実と要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関及び関係団体と連携及び調整を行う。	20人以内
	久米南町地域福祉計画策定委員会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画の策定について調査審議する。	15人以内
久米南町成年後見センター運営委員会	成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条により策定した久米南町成年後見制度利用促進基本計画に基づき設置する久米南町成年後見センターの運営及び業務に関する審議を行う。	10人以内	

執行機関	名称	所掌事務	定数
町長	久米南町予防接種事故調査会	予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条、第6条及び第9条に基づく予防接種に関連して発生した事故について、その原因、責任の所在を明らかにするとともに、災害補償及び諸措置の内容などについて審議し、適正な事故処理を図る。	5人以内
	久米南町農業経営改善計画・青年等就農計画認定審査会	農業者等から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定による申請のあった農業経営改善計画及び同法第14条の4の規定による申請のあった青年等就農計画について意見聴取等を行い審査する。	7人以内
	久米南町人・農地プラン策定委員会	地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来においても確保するための展望を拓きながら、集落・地域における意見等を十分に反映させた地域農業のあり方を検討する。	10人以内
	久米南町まちづくり支援事業助成金審査会	町長の諮問に応じ、久米南町まちづくり支援事業の助成事業者を審査する。	7人以内
教育委員会	久米南町教育振興基本計画策定委員会	教育委員会の諮問に応じ、教育振興基本計画について審議し、答申又は意見を具申する。	10人以内
	久米南町部活動検討委員会	久米南町立中学校における部活動の地域移行について、協議及び検討を行う。	15人以内
	久米南町小中一貫校開校準備委員会	小学校再編に伴う統合後の教育施設の開校に向け、必要な事項の調査及び検討を行う。	20人以内

## 2 久米南町障害福祉計画策定委員会規則

令和3年3月23日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、久米南町附属機関設置条例(令和3年久米南町条例第1号)第5条の規定に基づき、久米南町障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者及び障害児の現状、課題並びにその対策の実施状況把握に関すること。
- (2) 社会における雇用等支援体制に関すること。
- (3) 保健、医療、福祉及び企業の連携に関すること。
- (4) その他計画策定にあたって必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 議会代表
- (2) 医師代表
- (3) 誕生寺支援学校代表
- (4) 障害者福祉団体代表
- (5) 障害者(児)福祉サービス事業所代表
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は町長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### 久米南町障害福祉計画策定委員会委員名簿

委員名	所属団体
南 直樹	久米南町議会厚生産業常任委員長
秋田 紀子	久米南町医師代表
圓山 勇雄	岡山県立誕生寺支援学校長
山本 久子	久米南町身体障害者福祉協議会長
岡沢 稔	久米南町身体障害者相談員 (久米南町身体障害者福祉協議会副会長)
◎岸 順子	久米南町知的障害者相談員 (久米南町民生委員児童委員協議会長)
鈴木 健之	救護施設ニュー三楽園長
○笹井 恵介	つやま地域生活支援センター つばさ管理者 (津山地域自立支援協議会 事務局)
松澤 航輔	地域生活支援センター ネクスト津山 精神保健福祉士
福田 美子	久米南町社会福祉協議会事務局長

(敬称略)

順不同

◎：委員長 ○：副委員長

### 3 計画策定経過

令和5年	7～8月	障害福祉サービス提供事業所調査
	12月 18日	第1回久米南町障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・委員長・副委員長の互選</li> <li>・第7期久米南町障害福祉計画・第3期久米南町障害児福祉計画素案の検討</li> </ul>
令和6年	12月 27日 }	パブリックコメント
	1月 26日	
	2月 26日	第2回久米南町障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果報告</li> <li>・第7期久米南町障害福祉計画・第3期久米南町障害児福祉計画案の検討・承認</li> </ul>

## 4 用語説明

### あ行

#### 医療的ケア

NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的な行為が日常的に必要なこと。

### さ行

#### 児童発達支援センター

地域における障害児支援の中核的な役割を担い、相談支援事業や児童発達支援事業など、療育が必要な障害のある児童に対して総合的に支援を行うことを目的とする機関のこと。

### た行

#### 地域共生社会

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会のこと。

#### 地域包括ケアシステム

高齢者や障害のある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるよう保健・医療・福祉等のサービスが総合的に提供され、地域がサポートし合う社会システムのこと。

### は行

#### ピアサポート

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のこと。

#### ペアレント・トレーニング

子どもの健全な成長発達の促進や不適切行動の改善を目的とした親向けの子育てトレーニングのこと。日本では主に発達障害児の家族の支援方法とされている。

#### ペアレントプログラム

保護者が子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身に着けることを目的としたグループ・プログラムのこと。

## ペアレントメンター

自らも発達障害のある子の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた人のこと。

## な行

### 内部障害

心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、免疫機能障害等のこと。

内部障害がある人の特徴として、外見からは障害があると分かりにくいということがある。

## ら行

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等それぞれの段階のこと。

**第7期久米南町障害福祉計画**  
**第3期久米南町障害児福祉計画**

---

発行日：令和6年3月

発行：岡山県 久米南町

編集：久米南町 保健福祉課

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削502-1

(TEL) 086-728-4411

(FAX) 086-728-4414

(ホームページ) <https://www.town.kumenan.lg.jp>

---